

綾瀬市違反屋外広告物除却連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市違反屋外広告物除却連絡協議会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市内の違反屋外広告物及び落書きを一掃し、良好な都市景観の維持及び安全で快適な市民生活を確保することを目的として、綾瀬市違反屋外広告物除却連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 違反屋外広告物及び落書きの実態把握に関すること。
- (2) 違反屋外広告物及び落書きの除却に関すること。
- (3) 違反屋外広告物除却キャンペーン事業に関すること。
- (4) その他違反屋外広告物及び落書きの除却に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 綾瀬市違反屋外広告物除却協力団体の代表
- (2) 株式会社NTT東日本の代表
- (3) 東京電力株式会社の代表
- (4) 中日本高速道路株式会社の代表
- (5) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会の会員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見等の聴取)

第7条 協議会は、特に必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、綾瀬市屋外広告物主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。